



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 西 菱 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 岡 伸 明
(コード番号 4341 東証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 本 部 副 本 部 長 藤 原 敏 夫
(TEL 072-771-3811)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 49 回定時株主総会に、下記のとおり定款変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、定款に定めることにより、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第 30 条および第 40 条に所要の変更を行うものであります。

なお、第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (社外取締役の責任限定)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間で同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (社外監査役の責任限定)</p> <p>第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間で同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額とする。</u></p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任限定)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任限定)</p> <p>第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日

以 上